

高橋（稔）委員

はじめに、臨任教員を対象とした相談窓口等について質問させていただきます。

過日、代表質問におきましても、教育長の見解を伺ってまいりました。臨任教員について、サポートデスクを設置して、地域のシルバー人材の活用については、スクール人材担当を設置するという答弁もいただいたところでもあります。そういったところで、2点に関して更に詳しく伺ってまいりたいと思います。

このサポートデスクを設置する背景とて、臨時的任用職員という立場で、なかなか学校の管理職の方に相談しにくいことも多々あるのではないかなと思うのですが、人事所管課に対して、これまで臨時的任用職員の方からどのような相談を受けたことがあるのか、確認をさせていただきます。

教育局参事（教職員人事担当）兼教職員人事課長

まずは、臨時的任用職員と申しましても、学校に配属されております。ですので、基本はまずは学校の管理職に相談するといったことが基本でございますが、物事によっては、人間関係等ありまして、相談しにくい思いをされる方も出てくるのかなという中で、相談に関する統計的なものというのは、手元にはございませんが、これまで私ども、あるいは教育事務所の方に問い合わせをされてきたケースとして、主な相談内容としては、保護者の方への対応の仕方、あるいは教員の服務、給与、そういったようなこと、ないしは職場の人間関係等の悩み、そういったようなことが寄せられてきたケースがございます。

高橋（稔）委員

この、臨時的任用職員の方に限らず、教員の方、学校現場で諸課題が多い中で、様々な悩みを持つといったこともあろうかと思いますが、即応性が大事だと思うのです。

先ほど、他の委員の質疑の中で、臨時的任用職員が 2,000 人弱という数字を伺っておりまして、本県におけるこの現場に即した教育を推進する上で、大きな力であるというふうに認識をしているわけですが、先ほど答弁していただきましたが、研修もさることながら、タイムリーな相談、即応力というものが求められるんじゃないかなと思います。

そこで、過日の本会議でも教育長答弁の中で、人事所管課に相談窓口を設置していくという答弁いただいたわけですが、ずばり具体的にいつから始めるのか、具体的にどのような相談窓口にしていくのか、伺っておきたいと思います。

教育局参事（教職員人事担当）兼教職員人事課長

臨任職員の方が抱える様々なお悩み、そういったものの不安といったものを解消するために、私どもとしては、新年度スタートをできるだけ早い段階で、このサポートデスクを設ける方向で現在調整を進めているところでございます。

具体的な中身ということでございますが、経験豊富な元校長とか、専任の相談員

を配置しまして、専用回線の総合相談窓口を設けまして、臨任の方からの御相談について、幅広く受け付け、かつ丁寧な対応を考えていきたいと考えてございます。

高橋（稔）委員

校長経験者を配置するということだが、何人を配置するか教えていただきたい。

これまで臨床心理士のスクールスーパーバイザーとはまた違った立場で、経験を基にいろいろ相談に乗っていただくんだと思いますが、私ごときが申し上げるのもせん越ですが、教員の方がそういった精神面でも、あらゆる課題を克服しておくことが子供たちにとって最大、最良の教育を指導していく上で、環境としても大事なかと、認識をするところではありますが、そういう相談窓口を新年度早々つくっていただくということですが、2,000人弱のこの臨時的任用教員の方に周知徹底及び活用をしていただける体制をつくるのが大事だと思いますが、どのように周知を行っていくのか、先ほどの何名を配置するのか、併せて伺っておきます。

教育局参事（教職員人事担当）兼教職員人事課長

まず、人員配置ということで、現時点ではどの程度相談があるか見通しがつかない状況でございます。ですので、当面は1名を専任相談員としまして、相談窓口を開設する方向で調整を進めております。

また、周知の方法ですが、県立学校では、任用を開始するに当たりましては、県公務員としての職務、あるいは勤務時間等の勤務条件、そういった処遇全般について分かりやすく解説した冊子を作成し、配っております。その中でも今現在設けられております臨時教員を含めた一般の県職員向けの相談窓口等についても、これまでも同様にやってきたところでございますが、このたびサポートデスクの開設を進めていくに当たりまして、この冊子への記載だけでなく、任用時に直接学校管理職から直接手渡ししながら説明をしたり、日常的に相談を受けたときに、学校管理者が活用できるようなチラシの形をとりまして、臨任教員の方に周知徹底を図ってまいりたいと考えています。

高橋（稔）委員

チラシもさることながら、その学校、現場で学校長からそういうことを肉声で伝えていくことが大事だと思います。

先ほどいろいろ服務上の相談もあるというふうにおっしゃっていましたが、現場の学校長に、また先輩教員に言えないことも抱えている場合があるのではないかと推測するのですが、そういったときに、チラシで周知ということもあるのですが、先輩からとか、学校長からそういうことを経験豊富な先輩から、是非肉声でお話いただき、徹底していただくことを付け加えさせていただきたいと思えます。

続きまして、先ほど申し上げましたスクール人材バンク、これも教育長答弁で明確にさせていただいたところでございますが、地域のシルバー人材活用をしていくということでもありますので、どのように人材登録をし、そしてこの地域のシル

バー人材の方をどのように学校につないでいこうとしているのか、この辺のことについて伺いたいと思います。

高校教育企画課長

県立高校においては、これまでの企業の国際部門で活躍された退職者の方をスポット的な講師としてお招きして、世界が求めるグローバル人材とは、そういった題名で講演をいただく、こういった取組などで子供たちの職業観の育成に取り組んでおります。今後、こうした取組を拡充していくためには、様々な職務経験や高度な専門知識、あるいは技術を有する地域の方に御支援いただくということが大変有効になると考えております。このため、スクール人材バンクといったものの設置に向けましては、学校がニーズに応じてこのバンクに登録された方の中から、講師をお願いできるように、地域においてこうした知識や技術を子供たちの教育に是非生かしたいという意欲をお持ちの方に、広く登録していただけるような仕組み、これを工夫してつくっていくということを検討してまいりたいと考えているところでございます。

高橋（稔）委員

具体的にこれも検討していくということですが、どのくらいの時期を目標に定めて、本格稼働に向けて動いていこうとされていくのか、確認させてください。

高校教育企画課長

この仕組みの検討に当たりまして、場合によっては予算措置等も検討の中で出てくるというふうなことも考えられますので、平成26年度中にそうした検討をやって、平成27年度に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

高橋（稔）委員

以上2点、サポートデスクとスクール人材バンクの設置について、代表質問を踏まえて、教育長が明確に御答弁していただきましたので、詳細を伺ってまいりました。特に地域の人材、すばらしい人材の方がいらっしゃいます。本当に海外経験豊かで、本当にネイティブに勝るとも劣らないような語学力のある方がまた様々な人生経験の中で、児童・生徒に教職員の方とはまた違った視点で教えていただく、こういう人材も多々いらっしゃいます。

そういった中で、この退職校長の活用によるサポートデスク、さらに地域のシルバー人材の方を活用したスクール人材バンク、こういったことを今後学校現場でどう展開して、活用していくのか、その方向性について、再度伺います。

教育局参事（教職員人事担当）兼教職員人事課長

現在、学校現場においては、県立の学校ごとに30代前半までの若手職員、それから50代のベテラン職員が大部分を占めるという、非常に中堅職員の数が少ないといった状況になってございます。今後、大量退職時代を迎えるに当たり、こうしたベテランの教員から若手教員へどのようにベテラン教員が培ったノウハウといったものを伝えていくのか、そういったことが非常に課題になってくるだろうと思います。こうしたことを補う形で、今臨任教員なんかも採用されているという中で、今後は年金の支給年齢が引き上げられることに伴いまして、年金と雇用

の接続といったことが課題になってまいりまして、学校現場におきましても、校長先生はもとより、退職後も再任用職員として現場にとどまる方もそれなりに増えてくるだろうと捉えている。

そうしたノウハウを持ったベテランの方に、若手教員に対して指導、助言するような、役回りを演じていただけないかといった点、それから民間でも豊富な国際体験ですとか、あるいは優れた技術を持たれた方が現場を離れて、地域に戻られております。そうした方からの話を児童・生徒たちが見たり、あるいは聞いたりすることというのは、これからの非常に複雑化する社会の中で、児童・生徒たちの生き抜いていく力、そういったものを育てていく意味でも、非常に有意義なことだろうと思っています。

そうした意味で、私どもとしては、今後ともそうした学校の内外にいるシルバ一人材について、活用を図りながら、学校教育の全体の質の向上、そういったことに努めてまいりたい、かように考えてございます。

高橋（稔）委員

是非そういう方向性で、この二つの施策を進めていただきたいなというふうに思います。

続きまして、夜間学級におけます専任教員について伺ってまいりたいと思います。

過日、83歳で川崎市立高津高校定時制を卒業された方がいらっしゃいました。この方は76歳で川崎市の夜間中学校に入学されたという記事が報じられておまして、感動したわけです。本当に生涯学び続けるという姿勢に圧巻でありました。

こういった中で、様々な年齢層の方が学ぶ夜間学級において、きめ細かな授業を行うためには、教員配置の充実が必要だというふうに考えますが、夜間学級に対する教員数はどのように措置されているのか、確認の意味を含めて伺います。

教育局参事（教職員人事担当）兼教職員人事課長

公立の小中学校の教職員数については、いわゆる義務標準法という法律がございまして、そこで定められております。この義務標準法の中では、実は夜間学級についての特段の定めはございません。ですので、教職員教員数の算定に当たりますと、夜間学校が開設される本体の方の中学校の通常の学級数と夜間学級数を合算した上で、中学校の教職員数として算定をしていくというようなこととなりますので、言い換えますと、夜間学級のための専任教員としての制度上の措置は、ないというのが現状でございます。

高橋（稔）委員

そういう状況の中で、教職員の算定では、基礎的な定数の他に、学校におけます様々な課題に対応する加配定数というのがあるというふうに承知していますが、夜間学級に限らず、多様な生徒が学校生活を送る中で、生徒指導上の難しさを抱えている学校に対して、円滑な学校運営や課題解決に向けた加配措置があるか、確認させていただきます。

教育局参事（教職員人事担当）兼教職員人事課長

夜間学級に対して加配措置があるのかというお尋ねでございますが、加配措置、通常の基礎定数の他に、それぞれの学校が抱える個別課題に対応するために、基礎定数に上乗せする形で認められる職員数ということになってございます。

例を挙げますと、少人数指導ですとか、チームティーチング、そういったことに対応するため、あるいは学習指導上や生徒指導上など、生徒支援のための特別な配慮が必要と認められるようなケースに加配が認められるという事情によりまして認められますが、残念ながら加配におきましても、夜間学級に対しての、夜間学級を直接対象とした、あるいは夜間学級を一つの課題として対象とする加配措置というのは、制度上ないのが実態です。

高橋（稔）委員

少し資料をもらいましたが、現在横浜市内で夜間学級を開設している中学校が5校ございます。現状を各委員の皆さんにも御認識していただく意味で伺ってみたいと思いますが、現在の横浜市内の夜間学級を開設している中学校名及び加配定数を各学校ごとに教えてください。

教育局参事（教職員人事担当）兼教職員人事課長

まず、学校名ということで、現在5校ございまして、鶴見区にございます鶴見中学校、神奈川区にあります浦島丘中学校、西区にあります西中学校、中区にあります仲尾台中学校、南区にあります蒔田中学校、この以上の5校でございまして、それぞれ各学校2名から3名を加配措置してございますが、これは夜間学級を設置していることに伴ってのことではなく、指導方法の工夫、改善、あるいは生徒支援、あるいは国際教室と言いまして、外国につながるのあるお子さんたちの対応のためのその加配という形で、それぞれの学校の実情に応じた形で加配措置をされているのが実態です。

高橋（稔）委員

今、横浜市内の中学校を例にとって答えていただきましたが、加配定数は2名から3名行われているということでありますが、生徒支援のための加配、また様々な外国につながる人への対応ですとかチームティーチングとかおっしゃっていましたが、さらに学校のマネジメント機能を支援する加配、こういったことも考えられるかなと思うんですが、それらがくどういようですが、夜間学級に対する加配として対応が可能なかどうか、それはどういう認識なのかお聞きします。

教育局参事（教職員人事担当）兼教職員人事課長

先ほどの御答弁の繰り返しになりますが、夜間中学校そのものに対する加配措置ということは、なかなか現状の制度上は対象となっておりませんので、難しいところでございますが、ただ一方、委員御指摘のあったマネジメントの関係ということで申し上げますと、今回は新聞報道等によりまして、五つの学級を一気に一つの学級にまとめていくという形で、統合が行われるというふうになっております。

そういった中で、夜間学級を開設される中学校については、集約された学級が

設置されるということで、昼間部と夜間部の異なる授業時間ですとか、あるいはそれぞれ多様な生徒指導などの事情も生じてくる可能性もございます。そうした中で、昼間部を含めて、学校運営上も課題といったものがある場合には、本体の方の学校に対しての加配定数の措置の対象になり得るものと考えてございます。

今後は、横浜市教育委員会を含めて、よくお話を伺いながら、今回集約される学校において、どういった課題が出てくるのか、そういったことを詳しく聞きながら、この学校に対する加配措置については考えたいと、かように考えます。

高橋（稔）委員

今、鶴見中学校等で加配されながら夜間学級を運営されているわけですが、これはあくまでも加配がされているんだが、夜間学級のための加配じゃないですよということですが、ただそこに5校から1校に横浜市が今蒔田中学に集約するという考え方ですかね。そういうふうオープンになっているかどうか、後で明らかにしていただきたいと思いますが、そういう方向性なども5校を1校に集約するということも考え合わせながら、そこで学校全体の運営上の課題も生じることを懸念すると、学校現場の運営を損なわないようにするために、つまりマネジメント機能の担保といいますか、そういう強化のためには加配はあり得るんだということでしょうか、併せて開設の動きも含めて伺っておきたいと思います。

教育局参事（教職員人事担当）兼教職員人事課長

今現在、私の手元にある資料で申し上げますと、想定としては蒔田中学校が想定されているというふうに伺ってございます。

また、マネジメント機能という点で言えば、本体の中学校の課題をよく踏まえた上で、加配の対象要件等を勘案しまして、考えてまいりたい。

高橋（稔）委員

冒頭に申し上げました、76歳で夜間中学校に入学し、83歳で高校定時制を卒業された方、こういう記事に触れますと、学ぶ意欲といいますか、そういう意欲を最大限に保障するというか、こういう教育制度というのは、本当に大事なことだなというふうに思いますし、この5校を1校に集約していくということで、学習環境が低下するということがあってはならないというふうに思いますので、夜間学級設置者である市町村教育委員会と連携しながら、県教育委員会としては、今御答弁いただいたマネジメント機能の強化という一点で、これからの教職員の教育担当の権限移譲に伴い、ますます市町村教育委員会の考え方に大きく左右されてくると思いますので、今から県教育委員会としては、国に働き掛けをしながら、夜間学級におけます教員配置の充実に向けた取組を是非努力していただきたいと、要望いたします。

続きまして、授業料の徴収制度見直しに伴う就学支援金の支給について何点か伺ってまいります。

この授業料の不徴収制度が廃止されまして、新年度の県立高校への進学者から一定の収入額未満の世帯の生徒に就学支援金が支給されることとなります。

去る2月27日には、県立高校の給付選抜の合格発表もありまして、就学支援金

の申請手続に向けて動いておられると思います。今回の制度見直しについては、短期間での対応が求められておりますが、これまで周知はどのように行ってきたのか、確認しておきたいと思います。

教育局財務課長

まず、周知については、昨年から行っております。11月の中旬からスタートさせており、県内の公立中、高等学校に対する連絡協議会の中で、法律成立前ではございましたが、可能な範囲で御説明をさせていただいて、11月末には県下中学校の進路担当者説明会でも説明をさせていただいて、その後、議会に条例提案させていただいて、御議決いただいたというのが現在の計画です。

今回の制度は、所得を証する書類を添付して申請をしていただくということになりますので、県で独自で分かりやすいチラシを別に作りまして、それを1月に各市町村教育委員会を通して中3の保護者の方に届くように依頼しております。

それに加えて、所得確認の書類の提出がスムーズに進むように、1月末には各市町村の税所管課ですとか、生活保護所管課にも依頼しております。

その後、2月に行われた市町村の税所管課長会議ですとか、生活保護者の担当者会議も重ねて、制度の周知をさせていただきます。当然、県立高校については、機会を捉えて御説明してきているという状況でございます。

高橋（稔）委員

現在、県立高校の入学予定者には、具体的にどのような周知をしているのか、また今後どのような手続になるのか、確認させてください。

教育局財務課長

今回、合格発表時に合格者に対して入学手続の書類を配付させていただいております。今回、その中に就学支援金の申請関係の書類を含めて配付をさせていただきましたので、さらに2月27日の共通選抜の合格者には書類は既に配付をされているということになってございます。

ただ、今後は提出時期等については、各学校で異なるかと思いますが、手続を進めていくということになります。最終的には、各学校で今度出させていただくものに受給資格を審査して、その資格認定ですとか支給額の決定を行って、最終的に認定通知と支給額決定通知を出していくという流れで、これは新年度に入ってからということになります。

高橋（稔）委員

この授業料の徴収制度を見直すということで、対象の方に混乱がないようお願いしたいんですが、この申請書類等も、行政用語は大変理解しにくい面もあります。ですから、これもお手数ですが、教育局財務課でしっかりそういった相談体制もとれるようなものを築いていただければなというふうに思うところですが、特に日本語を母語としない、生徒、保護者には余計理解が大変だろうなというふうに想像してしまいますが、どのような対応が考えられますか。

教育局財務課長

日本語を母語としない方への周知については、国が7箇国語でチラシを作成し

てございます。これは既に市町村教育委員会、あるいは県立学校には周知させていただいております。これは実は制度の周知のチラシでございましたので、教育委員会の方で独自に実際の申請の手続ですとか、何をそろえていただかなければいけないのか等を含めた内容を記載したチラシを別に作ってございまして、これは10箇国語で今作成中でして、これは恐縮なんですけど、2月中にできなかったものですから、3月に入ってしまったんですが、それで今後実施される県立高校の例えば入学者説明会が3月中旬ぐらいであると思いますが、そこには間に合わせて、学校には配布をして周知をしたいなというふうに考えております。

高橋（稔）委員

是非学校ももちろん、それからあと県内のいわゆる国際交流ラウンジ的な交流スペースにも是非配布していただければ有り難いなど。

生活のいろいろな情報の集約拠点になっている場合もありますので、そういったところも御配慮いただければ有り難いと思います。

続きまして、奨学金の給付金制度について伺ってまいりたいと思います。

昨年この常任委員会での私どもの提案で短期臨時奨学金制度を新設いただきありがとうございました。おかげさまで、本当に好評で、大変限定的ではありますが、入学前に短期臨時奨学金をお借りして、入学に必要な制服ですとか、そういったことのために充てていただく制度を県議会でも12月20日の本会議で可決成立させていただいたわけでございます。

あの質疑の中でも、今後は給付金型の奨学金制度の充実が大事だというふうに私どもは述べさせていただきました。

そこで、国にも要望してきたと思いますが、今国が示している給付金の支給要件等についても確認しておきたいと思います。

教育局財務課長

今の委員の御質問については、就学のための給付金制度を国が来年度に創設するというところで、国庫補助事業が創設されます。これに伴いまして、国が今示している支給要件ということでございますが、現時点ではまず市町村税所得割非課税世帯ですので、世帯給付という考え方、これに加えて、保護者等が当該都道府県内に在住ということで、居住者主義ということになります。さらに、当然のことなんですけど、高校生のお子さんということになるんですけど、これが就学支援金の支給対象である学校に在学しているかということになります。

この制度自体は、就学支援金とも同じなんですけど、来年度の新入生から学年進行で支給を実施するということです。

高橋（稔）委員

今、御説明の中で、世帯給付ということで教えていただいたのですが、その辺の給付額の概要を伺います。

教育局財務課長

給付額については、考え方が大きく二つに分かれます。一つは市町村民税の所得割非課税世帯のうち生活保護を交付できない方の世帯で、ここについては、第

1子の高校生がいる世帯は国公立で年額3万7,400円、私立で年額3万8,000円が支給する。23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で、第2子以降の高校生がいる世帯、ここについては、国公立で年額12万9,700円、私立で年額13万8,000円が支給、なお、国のこれらの支給額の考え方として、教科書、教材費、学用品、通学用品相当額ということで示しております。

もう一つは生活保護受給世帯ということですが、国公立で年額3万2,300円、私立で年額5万2,600円を支給する。なお、国の支給額の考え方は修学旅行費相当額ということで国は示しております。

高橋（稔）委員

これは国の平成26年度予算、文科省の予算書を今見っていますが、就学のための給付金は新規で、総額28億円を予算計上しております。

どういうふうに28億円を積算したのかなと考えていたのですが、今お答えいただいた支給要件からすると、なかなか積算も難しいんじゃないかなというふうに思いながら伺っていましたが、当初予算はどのような考え方で計上したのか、確認させていただきます。

教育局財務課長

高校進学者の内訳予定者の方がいる御家庭の所得状況を示すデータを持ち合わせていませんので、そのため、過去の授業料の減免実績などから、非課税世帯がどれぐらい来年の高校進学予定者にいるだろうということを推計して、約8%程度というふうに想定をして積算をしました。ですので、積算上は支給対象者は約7,500人という積算をして、予算の4億8,600余万円という数字を出しております。

高橋（稔）委員

7,500人、それがぴったりおさまるかどうかわかりませんが、オーバーしたら補正で組むしかないんですが、そういうことになるとは思いますが、とにかく給付制度を動かしていくしかないんですが、初めてのことでですから、是非そういう安心して学べる環境づくりという点で、大いに取り組んでいかななくてはならないと思っています。

具体的に支給手続の時期はどのように見込んでおられるのか、確認させていただきます。

教育局財務課長

国からは、詳細な要綱ですとか、手続に係る要領というのが示されていない状態でございます。国の方は、都道府県が説明会でこの給付金の支給に係る認定基準日を4月1日とする方向だという考え方を示していただいております。したがって、その申請手続は4月早々ということであって、恐らく夏以降になるものというふうに想定しております。

高橋（稔）委員

そのためにも、国で早期予算の成立を図って、円滑な事業の運営がなされることを期待しているわけですが、国は支給額の考え方を示しておりますが、教育委員会としてはどのような考え方で支給しようとしておられるのか、伺います。

教育局財務課長

今回の国の給付金の事業創設の趣旨というのは、低所得者世帯の方の授業料以外の教育費負担を軽減するということをごさいます、その支給の考え方として、教科書費ですとか教材費などを支援しているということをごさいます。

教育委員会としましても、この給付金事業の趣旨を十分踏まえ、経済的に苦しい世帯の教育費にしっかり支援を行っていきたいというふうに考えております。

高橋（稔）委員

この給付金制度は、低所得者世帯の教育費負担軽減策の大きな柱であります。そういった意味で、国からの情報を基に、早期に制度の詳細を確定されて、円滑な給付運営をしていただくよう、強く要望しておきたいと思ひます。

続きまして、文化の振興について何点か伺ってまいりたいと思ひます。

2020年のオリンピック・パラリンピック東京開催ということで、スポーツの祭典であるとともに、文化の祭典でもあるということで、文化行政においても、これから大きな力が発揮されていくものと期待しているところであります。

知事部局の文化課では、平成26年度から5年間、かながわ文化芸術振興計画が策定中というふうに伺っております。教育委員会におきましても、本県の文化振興のために積極的に施策を進めていく必要があると思っております。

そこで、このかながわ文化芸術振興計画案において、教育委員会関係の施策にはどのようなものがあるのか、確認させていただきます。

生涯学習課長

かながわ文化芸術振興計画における教育委員会関係の主な施策としましては、学校教育における文化芸術活動の充実としまして、学校での文化芸術を体験学習する機会の充実や芸術家等による学校での講演などがござひます。また、地域の伝統的な文化芸術の保存、継承、活用や文化資源の活用としまして、文化財の指定及び指定文化財に対する助成等の実施や地域に伝承されてきた文化等の発掘、発信、体験、こういったことを促進するということでもござひます。さらに、県民の文化芸術活動の充実としまして、近代美術館や県立の博物館における展覧会等の開催、こういったものが位置付けられております。

高橋（稔）委員

かながわ文化芸術振興計画案は、当常任委員会ではなくて、他常任委員会で議論されているところでありますが、今お答えいただいた教育委員会関係の施策展開もありますので、しっかりなされていると思ひますが、クロスファンクショナル・ラウンドテーブルで、しっかり協議を進めて、遺漏のないように進めていただきたいと思ひますが、学校におけます文化芸術活動の充実についても伺っておきたいと思ひます。

学校での文化芸術活動は、正に大いに進めていくべきことというふうに常々認識しています。しかし、県財政の厳しいところでもありますので、昨年の決算特別委員会でも私は御提案申し上げました。国の積極的な文化施策を活用してはどうですかということで御提案申し上げましたが、文化庁が実施する事業など、積極

活用していくべきだというふうに思っております。確認の意味も含めまして、学校の文化芸術活動に資する文化庁事業にはどのようなものがありまして、これまでどの程度活用されているのか、承知している範囲で教えていただきたいと思います。

生涯学習課長

学校の文化芸術活動に資する文化庁事業としましては、文化芸術による子供の育成事業というものがございまして、この中には文化芸術団体の行う巡回講演事業と個人、または少数の芸術家が行います芸術家の派遣事業がございまして。

まず、巡回講演事業は、オーケストラや演劇、能楽などの文化芸術団体が、また芸術家の派遣事業は、ピアノ、弦楽器等の演奏者、あるいは琴、三味線などの伝統芸能の奏者といった方が学校に赴き、事前に児童・生徒に対して鑑賞指導や実技指導を行った上で、学校の体育館などで一流の技術を披露したり、子供たちと共演したりする、こういったものでございます。

平成 25 年度は、巡回講演事業が小中学校の 56 校で、芸術家派遣が小・中、高等学校等の 77 校で、これはいずれも政令市を含む数字でございますが、行われております。

高橋（稔）委員

かなり積極的に取り組んでいただいていると思います。是非先ほど申し上げました文化課とも連携をとりながら、頑張ってくださいと思います。

次に、文化財保護について伺っておきたいと思います。

例えば、地域で活動されている民俗芸能の保護団体には、国などから指定された団体と指定されていない団体など、様々あると思いますが、財政的に厳しい状況に置かれている団体が多いのではないかなというふうに推測します。

そうした点で、活動を充実させるためには、文化庁の補助制度を積極的に活用してもらうことも必要だと思いますが、この点についてはどういう御見解か、確認させてください。

文化遺産課長

県内には、民俗芸能や年中行事を保存するために活動しております団体が数多くありますが、それらの団体の多くが今、委員からもお話ありましたように、財政的には厳しい状況にあるのではないかと考えております。

そこで、民俗芸能などの無形民俗文化財を保存、活用していくためには、文化庁の補助制度を積極的に活用していただくことも重要ではないかと考えております。

こうした中で、国の文化財としての指定の有無にかかわらず、利用できる文化庁の補助金としまして、文化遺産を生かした地域活性化事業がございまして。この補助金は、地域の多様な文化遺産を活用しまして、情報発信ですとか、普及啓発活動などに実施できるもので、平成 25 年度では、文楽の公演や能狂言の体験教室など、10 件の計画を申請しまして、全て採択されたという状況がございまして。県教育委員会としましては、今後こうした補助制度の積極的な活用を働き掛けてま

いりたいと考えております。

高橋（稔）委員

そこで、具体的に補助制度の活用に向けて、保護団体等にどのような働き掛けや周知を行っていかうとされているのか、確認させていただきます。

文化遺産課長

これまでこうした補助制度の案内ですが、主に市町村教育委員会が行ってまいりましたが、今後は県教育委員会としても積極的な働き掛けや周知を行ってまいりたいと考えております。

具体的には、県が指定いたします文化財の所有者や保護団体などへ補助制度の理解を深めていただけるよう、直接案内を送付したいと考えております。また、文化遺産を生かした地域活性化事業は、一つの団体だけで補助申請をすることができず、複数の団体が実行委員会を組織した上で申請する必要があるとございますので、実行委員会をつくれずに困っているような団体がありましたら、他の団体などとの橋渡しを行うなど、丁寧なサポートに努めていきたいと考えております。

さらに、県教育委員会から民俗芸能保存団体などに具体的に事業の企画を提案するなど、補助制度の活用に向けて、積極的な働き掛けをしていきたいというふうに考えております。

高橋（稔）委員

かながわ文化芸術振興計画、ちょうどこの向こう5年間の計画策定をしていくわけですから、是非今の答弁でも出ました各団体へのフォローといえますか、そういった支援ということもラウンドテーブルで協議していただいて、しっかりしたものにしていただきたいと思います。今おっしゃっていましたが、なかなか実行委員会が立ち上げられないとか、そういうところについては、NPOの活用とか、恐らく想定されているのかなと思いますが、そういったところである程度力と経験があるものがあれば、活用していくとか、そんなことも考えていただくことを要望しておきたいと思っております。

最後に、文化資源の活用についてですが、計画案では文化資源の活用の中で、直接触れられてはいないんですが、一定の価値があると認められている建物については、文化資源として保存し、活用が図られることが望ましいと考えられておりますが、平成26年度当初予算案で、近代美術館鎌倉館の建物についての調査費が計上されておりますが、これは県として建物の保存を視野に入れて調査を行うというふうにもとれるんですが、どう理解すればよろしいでしょうか。

文化遺産課長

近代美術館の鎌倉館の建物については、建築家の団体などから、近代建築上価値があり、今後も建物を残してほしいといった要望が来ており、保存できるのであれば、その可能性についても検討したいと考えております。

そこで、今後建物の扱いについて検討するため、平成26年度、本館建物について調査を実施し、技術的な可能性を探りたいと考えております。調査を踏まえた建物の取扱いについては、平成26年度中に構想を出したいと考えております。

高橋（稔）委員

もう一つの歴史的な価値がある文化資源として、県立図書館があると思います
が、何点か伺っておきたいと思います。

まず、川崎図書館について伺います。

平成 29 年度中にながわサイエンスパーク、K S P に移転するということですが、
それまでどのようなスケジュールで準備を行っていくのか、確認の意味で伺
います。

生涯学習課長

平成 26 年度中に移転先である K S P、あるいはそこに入居しています K A S T
と意見交換を行いながら、川崎図書館の資料のうち、K S P に移転する資料の選
定方針を定めたいと考えております。この上で、平成 26 年度から 27 年度にかけ
まして、移転する資料を選考するとともに、K S P 内で必要となります図書のス
ペースについて、K S P 側と調整を行っていきたいと考えております。そして、
平成 28 年度中に 29 年度の資料移転に係る予算を計上したいと、このように考え
ております。

高橋（稔）委員

川崎図書館は、およそ蔵書数 40 万冊ぐらいかなというふうに思いますが、企業
支援につながる機能に特化して移転していくということですが、K
S P に移転した後はどの程度のスペースが必要となるのでしょうか。

生涯学習課長

K S P に移転した後の必要となるスペースについては、現在の川崎図書館から
どのような資料を K S P に移転するかとの考えによるものと考えております。今
後、K S P とも調整しながら、必要なスペースについて検証していきたいと考え
ております。

高橋（稔）委員

年間の購入計画、または年間の除籍計画というのを持ち合わせておられると思
うんですね。だから、そういったことがあって、先ほど答弁していただいた選
定作業に入って、蔵書の増減を検討していくんですけど、具体的にそういう数
字を持ち合わせてないんですか。

生涯学習課長

K S P の内部におきまして、川崎図書館は企業活動の支援に特化した形で事業
を行っていくことを考えておりますが、どのような資料、図書が特化した川崎図
書館で有用で有効に使っていただけるかというところを K S P と調整していき
たいと考えております。

高橋（稔）委員

そういう蔵書数による、いわゆるスペースが、今度 K S P に移転した後の賃料
ということになってくるんだと思いますが、前提として賃料を払うことになるの
か、払うとしたらその辺どういう考え方なのか、確認させてください。

生涯学習課長

KSPに移転した後は、その使用スペースに応じた賃料、これを支払わなければいけないことになると考えております。

高橋（稔）委員

くどいようですが、企業支援に直接結び付かない資料は、除籍処分ということになるんだと思いますが、その辺の確認とそれはいつ頃を想定しているのか、併せて伺います。

生涯学習課長

川崎図書館のいわゆる企業支援に直接結び付かない資料については、原則として除籍はせずに、紅葉ヶ丘にあります県立図書館の方に移転することを想定しております。

そのタイミングでございますが、現在の川崎図書館、これが立地している場所については、川崎市が川崎区富士見地区の整備計画を持っておりまして、それに伴いまして、平成29年度中に移転する必要があるとございます。企業支援に直接結び付かない資料を県立図書館に移転するのもそのタイミングになろうかと考えております。

高橋（稔）委員

今、県立図書館にというお話が出ました。そこで、この県立図書館の建て替え、改修について、どのようなコンセプトで検討を行うのか、確認の意味で伺います。

生涯学習課長

県立図書館は、これまで貴重な専門図書を利用者に提供するとともに、県内の公立図書館について、相互貸借システムの運用や研修等を通じました市町村図書館の司書の育成等、いわゆる教育図書館としての役割を果たしてまいりました。今後ともそういった役割をしっかりと果たしていきたいと考えております。

これに加えまして、多くの県民の方に利用していただけるよう、文化施設が集まる紅葉ヶ丘の中間的な施設としまして、文化的なにぎわいに満ちた魅力あふれる図書館にしていきたいと考えております。

こうした考えの下に、時々の話題や記念行事に合わせた各展示のスペースですとか、毎年増加する資料等を収納する十分なスペースなど、確保できるように建て替え、改修、これを検討していきたいと考えております。

高橋（稔）委員

少し思い出したんですが、この県立図書館の蔵書は、女性センターの廃館に伴う蔵書、それから今おっしゃった川崎図書館から除籍されたもの、もう一つ思い出したんですが、私の地元の港南区の野庭高校にあった蔵書、これも将来的には県立図書館に蔵書されてくるという考え方でいいですか。

生涯学習課長

旧野庭高校の校舎を利用しまして、川崎図書館の資料の一部がいわゆるデポジットライブラリーとして管理されておりまして、それも利用者の方のリクエストに応じて、川崎図書館内に運んで、御利用いただいているもの、そういったもの

がございます。

県立図書館の建て替えに関しましては、必要な収蔵スペースを確保していきたいと考えておりました、そういったものも含めて、収蔵できるスペースを何とか確保したいと考えております。

高橋（稔）委員

この紅葉ヶ丘の県立図書館、今隣の元職業技術校が収蔵庫として活用されているわけですが、県立図書館の建て替え、改修については、先ほど来のコンセプトを十分に踏まえていきますと、ある一定のゾーンが形成されていることが必要かなというふうに、今思っていたんですが、例えば現在収蔵庫として活用している元職業技術校の土地の売却、それによって民間活力で、例えば本館と新館を建て替えるという、そういったことも考えられるのかなと。

財政厳しき折ですから、そういうことによって、本県の図書行政の早期の確立が図れるかなというふうにも思うんですが、その辺の考え方について、いかがでしょうか。

生涯学習課長

委員御指摘のとおり、確かに建て替え、改修には様々な角度から多様なアイデア、手法を検討する必要があると考えております。

一方、大事な視点としまして、多くの県民の皆さんに利用していただける図書館にするとともに、県費の投入をできるだけ抑えること、これも重要な視点であると考えております。そのためには、例えば民間との連携ということも考えられるわけでございます。

建て替えについては、様々な整備手法がございますので、あらゆる可能性を視野に入れて、検討していきたいと考えております。

高橋（稔）委員

そうすると、民間とのコラボ、PPPですとか、様々な手法が全国の地方自治体で展開されているわけですが、そういったことも十分視野に入れながら理解をしたわけですが、紅葉ヶ丘へのアプローチ、坂ですから、超高齢化社会で、どうやってあのアクセスを担保していくのかということを考えますと、図書機能もさることながら、集しやすいゾーニング、これはかなり都市計画上は工夫していかないと、なかなか失礼ですが、教育委員会だけでは厳しいのではないかなというふうに思うのですが、その辺の本県のいわゆるクロスファンクション・ラウンドテーブル、この協議はどうなっているのか、確認させていただきます。

生涯学習課長

紅葉ヶ丘は、文化施設が集まっているゾーンでございますので、県立図書館の隣には青少年センター、音楽堂がございます。そういった文化ゾーンの中核的な施設として、文化的なにぎわいに満ちた図書館にしていきたいと考えておりました、青少年センターを所管する青少年課、また音楽堂を所管する文化課ともどのようなコンセプトで図書館整備ができるか、紅葉ヶ丘のにぎわいをつくることができるかといったような検討も始めさせていただいているところでございます。

高橋（稔）委員

文化ゾーンとしてということになりますと、図書だけではなく、にぎわいのスペースになるように、様々なことを考えていかなければいけないでしょうし、そういった意味では民間のアイデア、プロポーザルをいただいて、それで皆さんのたたき台にしていくことも、これはありだなと思うんですが、そういう公募型プロポーザル、こういったものをどんどん積極的に活用していくべきじゃないかなと思います。そういう議論はいかがですか。

生涯学習課長

確かに、様々なアイデアを募っていかなきゃいけないと考えております。その中には、民間の意見を聞くということもあると思っております。まずは庁内の様々なセクション、あるいは建築関係のセクションも含めて、いろいろ調整を進めているところですが、そういったことも念頭に置きながら、どのような検討手法が良いのか、調整して検討してまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

時間も余りないんですね。本当に先ほどの答弁を伺っていると、かなりタイトなスケジュールだなというふうに思いました。特に職業技術校の耐震性も心配ですね。そういった意味で極めて老朽化していますので、そんなのんびり構えていることは、あってはならないかなと思います。そういった意味で、是非今やる伺いましたが、新たな県立図書館建設について、当たっていただきたいと思いますが、この本館、新館、特に本館の方でしょうか、著名な建築家による建築物ということで、これはまた先ほどの近代美術館と相応するんですが、これもなかなか悩ましい問題ですね。その辺の本館、新館が可能な限り営業を継続していかなければいけないと考えますと、どういうふうに調整していくのか、具体的にどう考えていらっしゃるでしょうか。

生涯学習課長

まず、建築家というところですが、図書館の本館は近代建築の著名な建築家が建てたものでございまして、隣接する音楽堂とともにこの景観を形造っているわけですが、図書館を整備する場合はそういった建物としての価値というものが十分配慮しなきゃいけないと考えてございまして、そういった視点も持って進めていきたいと考えております。

それから、一部閉鎖するとか、いろいろやり取りはしてもらいますが、できるだけ閉鎖しないで皆様に御利用いただきながら整備することが最も望ましいわけですが、これをどのようにしていくかということも含めまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

是非十分な議論をこの委員会でもさせていただきたいと思っております。本当に大事な図書館の在り方というか、具体的な計画ですから、遺漏のないように進めていただきたいと思っております。

KSPができて20年ですから、企業向けの支援で図書館機能を移転するという

ことで、そこで未来永ごうずっとやっていくのかなという思いと、また今度建て替える図書館も、どのぐらいのしっかりした将来的な視点を持って取り組んでいくのか、非常に気になる場所なんです。最後に県立図書館の建て替え、改修に当たって、長期的な視点を持って、どういうふうにKSPのことも考え合わせながら進んでいこうとされているのか、確認させてください。

生涯学習部長

県立図書館の今後の長期的な視点を持った取組ということでございますが、県立図書館、これは平成29年にオープンしまして、これまで60年にわたりまして、県民の方の知識の普及ですとか、生涯学習ということで取組を進めてきました。そういったことでは、今回が建て替え、改修、としては初めての大きなものになると思っております。それで今回建て替えに当たっては、20年後、30年後ということであっても、多くの県民の方に来ていただくことのできる、本格的に活用していただけるような図書館を目指していく必要があるというふうに考えております。

そこでは、図書館に求められる使命、役割、機能を今後も十分に検討を重ねまして、長期的な視点、今後も継続的に当館を県民の方に役立てていただくという形で、取組を進めていきたいというふうに考えています。

高橋（稔）委員

是非しっかりした対応を要望しておきたいと思えます。

次に、全国高等学校総合体育大会について何点か伺っておきますが、まず本県開催種目は8競技で、七つの県内市町で開催されると伺っております。南関東1都3県で開催されるインターハイ、これについて伺っておきたいと思えます。

この本県七つの市町で開催されるわけですが、どこの市町で、どのような連携をとって運営されようとしているのか、確認させていただきたいと思えます。

保健体育課長

開催の市町村でございますが、資料への記載のとおり、横浜市、川崎市、小田原市、横須賀市、箱根町、茅ヶ崎市、藤沢市と七つの市町で開催を予定してございます。

これまで開催したところは、県と開催する市町村の両方に実行委員会を設置して準備を進めてきていますが、市町村の負担を軽減する、あるいは効率的な大会運営を目指すということで、県だけに実行委員会を設けまして、準備を進めているところでございます。

高橋（稔）委員

今回のソチオリンピック、10代の選手が全世界に共感と感動を与えてくれました。そういった中で、このスポーツ大会、大変共感を生むことが多いわけですが、このインターハイでは参加する選手だけじゃなくて、大会運営にも多くの高校生が参加すると伺っていますが、どのような活動にどのぐらいの高校生が携わるのか、確認させていただきます。

保健体育課長

本県では、このインターハイでの高校生の活動の企画、運営を行います中核的な組織としまして、生徒の一斉委員会という、こういった組織を設置しまして、公募によって全県から集まった19名の委員が現在も様々なイベントにおいて、大会周知のための広報活動等を行っているところでございます。

また、来県者の案内をするために、各競技会場の最寄り駅等に案内所というのを設置いたしますが、この案内所のブースについては、県内の工業高校6校に作製を依頼して、このような点でも高校生が関わっているところでございます。

今後、本大会においては、各競技会場での役員の先生方のアシスタント、あるいは開閉開式などの運営補助員、また総合案内所の係員、こうした活動など、全部で延べ約1万人の高校生が活動する予定でございます。

高橋（稔）委員

時間も余りないんですね。本当に先ほどの答弁を伺っていると、かなりタイトなスケジュールだなというふうに思いました。特に職業技術校の耐震性も心配ですね。そういった意味で極めて老朽化していますので、そんなのんびり構えていることは、あってはならないかなと思います。そういった意味で、是非今やる伺いましたが、新たな県立図書館建設について、当たっていただきたいと思いますが、この本館、新館、特に本館の方でしょうか、著名な建築家による建築物ということで、これはまた先ほどの近代美術館と相応するんですが、これもなかなか悩ましい問題ですね。その辺の本館、新館が可能な限り営業を継続していかなければいけないと考えますと、どういうふうに調整していくのか、具体的にどう考えていらっしゃるでしょうか。

生涯学習課長

まず、建築家というところでございますが、図書館の本館は近代建築の著名な建築家が建てたものでございまして、隣接する音楽堂とともにこの景観を形造っているわけございまして、図書館を整備する場合はそういった建物としての価値というものも十分配慮しなきゃいけないと考えておりまして、そういった視点も持って進めていきたいと考えております。

それから、一部閉鎖するとか、いろいろやり取りはしてもらうわけですが、できるだけ閉鎖しないで皆様に御利用いただきながら整備することが最も望ましいわけですが、これをどのようにしていくかということも含めまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

高橋（稔）委員

是非十分な議論をこの委員会でもさせていただきたいと思っています。本当に大事な図書館の在り方というか、具体的な計画ですから、遺漏のないように進めていただきたいと思っています。

KSPができて20年ですから、企業向けの支援で図書館機能を移転するというところで、そこで未来永ごうずっとやっていくのかなという思いと、また今度建て替える図書館も、どのぐらいのしっかりした将来的な視点を持って取り組んでい

くのか、非常に気になるところなんです、最後に県立図書館の建て替え、改修に当たって、長期的な視点を持って、どういうふうにKSPのことも考え合わせながら進んでいこうとされているのか、確認させてください。

生涯学習部長

県立図書館の今後の長期的な視点を持った取組ということでございますが、県立図書館、これは平成29年にオープンしまして、これまで60年にわたりまして、県民の方の知識の普及ですとか、生涯学習ということで取組を進めてきました。そういったことでは、今回が建て替え、改修、としては初めての大きなものになると思っております、それで今回建て替えに当たっては、20年後、30年後ということであっても、多くの県民の方に来ていただくことのできる、本格的に活用していただけるような図書館を目指していく必要があるというふうに考えております。

そこでは、図書館に求められる使命、役割、機能を今後も十分に検討を重ねまして、長期的な視点、今後も継続的に当館を県民の方に役立てていただくという形で、取組を進めていきたいというふうに考えています。

高橋（稔）委員

是非しっかりした対応を要望しておきたいと思えます。

次に、全国高等学校総合体育大会について何点か伺っておきますが、まず本県開催種目は8競技で、七つの県内市町で開催されると伺っております。南関東1都3県で開催されるインターハイ、これについて伺っておきたいと思えます。

この本県七つの市町で開催されるわけですが、どこの市町で、どのような連携をとって運営されようとしているのか、確認させていただきたいと思えます。

保健体育課長

開催の市町村でございますが、資料への記載のとおり、横浜市、川崎市、小田原市、横須賀市、箱根町、茅ヶ崎市、藤沢市と七つの市町で開催を予定してございます。

これまで開催したところは、県と開催する市町村の両方に実行委員会を設置して準備を進めてきていますが、市町村の負担を軽減する、あるいは効率的な大会運営を目指すということで、県だけに実行委員会を設けまして、準備を進めているところでございます。

高橋（稔）委員

今回のソチオリンピック、10代の選手が全世界に共感と感動を与えてくれました。そういった中で、このスポーツ大会、大変共感を生むことが多いわけですが、このインターハイでは参加する選手だけじゃなくて、大会運営にも多くの高校生が参加すると伺っていますが、どのような活動にどのぐらいの高校生が携わるのか、確認させていただきたく思います。

保健体育課長

本県では、このインターハイでの高校生の活動の企画、運営を行います中核的な組織としまして、生徒の一斉委員会という、こういった組織を設置しまして、

公募によって全県から集まった19名の委員が現在も様々なイベントにおいて、大会周知のための広報活動等を行っているところでございます。

また、来県者の案内をするために、各競技会場の最寄り駅等に案内所というのを設置いたしますが、この案内所のブースについては、県内の工業高校6校に作製を依頼して、このような点でも高校生が関わっているところでございます。

今後、本大会においては、各競技会場での役員の先生方のアシスタント、あるいは開閉開式などの運営補助員、また総合案内所の係員、こうした活動など、全部で延べ約1万人の高校生が活動する予定でございます。

特別支援教育課長

全国盲学校野球大会でございますが、今年の8月20日から22日の3日間に平塚中等教育学校と平塚市立大原小学校のグラウンドを会場に、全国が8ブロックに分かれておりまして、全国8ブロックの代表と本県の代表の9チームが競技を競い合うというところで、盲学校の大会ということで、視覚に障害がございまして、音だけを頼りに、ボールの転がる音、それからそれをボールがどっちから来るよということを指示してあげる介助の方の声だけを頼りに協議をする。そういったことから、対象となる二つの学校のグラウンド以外、近隣に平塚球場とか、平塚の陸上競技場がございまして、そういった部分を借り切って、周りに音が出ないような環境の中で、ちょうどいいスペースということで、中等教育学校と大原小学校をお借りして、大会をすることになっております。

大会運営に1,000万円ぐらいかかるというふうに伺っておりますが、競輪関係の方から約300万円の協賛金を頂き、それ以外については協賛金を3月以降、広く御案内する中で、大会運営の資金を調達していくということで、現在準備を進めているところでございます。

高橋（稔）委員

なぜ全国盲学校野球大会のことを話題にしたかといいますと、インターハイが33年振りですから、大成功してもらわなければ困ります。また、全国盲学校野球大会も、本県が正に幹事県として横浜市、川崎市とタッグして、成功に導いていかなければいけないものですから、これも予算化されてないのが本当にかっかりという言い過ぎですが、何とかならないのかなというふうに思っているんですが、そういう国の外郭団体及び民間企業が支えてくれるという方向で動いているようですが、委員長、これは是非私たちも森委員の地元でもありますが、余計なことかもしれませんが、我々ができる応援をさせていただければ、協賛金なんていうお話も出ましたので、推測するには、タオルとかポロシャツとか、そういうものなんでしょうが、委員長に答弁を求めてもしょうがないんですが、私たちも協力していきたいなと思っています。

是非教育委員会としても、教育長、これは本当に全国から目の不自由な方が見えますので、バリアフリーも気を遣いながら、運営も大変だと思います。ホテルも手配しなければいけないとか、特別支援教育課長は今さらさらと答えましたが、大変なことではないかなと思っています。

神奈川の教育を応援する企業も何百社かいらっしゃるとは側聞していますし、その辺で御配慮いただければというふうに思います。

是非そういうことで、しっかりこういった光を当てていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

最後に、外国人の語学指導推進事業、先ほど他の委員も質問していらっしやいましたが、大事なことです、伺っておきたいと思ひます。

この文部科学省の予算書を見ますと、大変大きな予算をつけております。未来への飛躍を実現する人材養成ということで、初等中等教育段階におけるグローバル人材の育成、17億円ということで、スーパーグローバル大学事業99億円、新規でつけてます。文部科学省がいろいろなものを予算計上されておりますが、そこで本県も呼応して、平成26年度当初予算案の主要施策の概要に、国際社会に対応できる人材育成ということで、幾つか施策が掲げられております。

そこで、まず先進校研究推進費というのはどのようなものか、確認させていただきます。

高校教育指導課長

グローバル化が進展する現代におきまして、広い国際的視野を持ち、国際的に関心が高い社会課題の解決方法を世界に向けて提案できる、こういうような人材の育成が求められているということで、国の方ではスーパーグローバルハイスクールというものを来年度新たに全国で50校指定するという予定です。

指定された高校では、生徒が英語の文献を読んだり、海外に出向いて現地の高校生や知識人と意見交換をし、国際共通語である英語により、自分の考えや提案を発信するなどのグローバル人材育成のための教育活動の研究を行うこととなっております。

この事業については、県立高校がスーパーグローバルハイスクールに指定された際に必要な費用を計上させていただいております。社会課題について、専門的な知識や高度な英語力を身に付けることを目的に、大学と連携するための費用、海外を訪問して調査、意見を交換するための費用などが含まれておきまして、本県では2校を想定しております。そして、1校1,600万円、2校指定された場合には、国から全額が支給されることになっておる。こういうような予算でございます。

高橋（稔）委員

文部科学省のこの資料を見ました。スーパーグローバルハイスクール50校、8億円計上というふうに記載されております。本県では2校を目指しているということですが、先進校研究推進費はグローバル人材育成のためにスーパーグローバルハイスクール指定のためであるということですが、もう少し具体的に本県の進捗状況について確認させてください。

高校教育指導課長

先ほど申し上げましたとおり、県立高校では2校の指定に向けて今動いているところでございますが、具体的には横浜翠嵐高校と横浜国際高校の2校が文部科

学省の方に今申請をしているところでございます。横浜翠嵐高校では、エネルギー問題に係る諸問題の解決に向けた施策の研究ということをテーマに、横浜国際高校では、グローバルなビジネスチャンスの模索と新たな国際貢献の展開に向けてというテーマで研究を行い、外国人とディベート、ディスカッションなどを通じて、国際理解や国際交流よりもレベルの高い取組を行っていく予定でございます。

なお、スーパーグローバルハイスクールの指定については、今年の4月に指定されるということになっております。

高橋（稔）委員

全国で50校ですから、47都道府県、希望枠で本県は2校ということで、半ば確定ということで期待したいのですが、高校野球と違うので、そのようにもくろみどおりになるかどうか分かりませんが、すばらしい翠嵐高校、国際高校でございますので、是非ノミネートしていただきたいと思っております。

さらに、海外留学の支援が必要ということで、文部科学省と日本学生支援機構が3月から新たな海外留学支援制度の募集を始めるというふうに報じられておりました。国も本当に給付型奨学金制度をつくったり、海外留学支援でこのように新しい予算計上がなされたり、グローバル人材の育成ということで、本腰を入れていこうという姿勢を感じるところであります。

それに呼応して、本県も高校生留学促進事業費が拡充されるということになっていると思っておりますが、本年度と比べてどのような内容が変更になるのか、確認させてください。

高校教育指導課長

まず、本年度のこの事業についてですが、おおむね1年の留学をする生徒を対象に選考を行いまして、県内10名の高校生に留学支援金として1人40万円を国費の方から給付させていただきました。

平成26年度については、おおむね1年以上の留学をする生徒を対象とした留学支援金については、限度額が1名30万円ということになりますが、このことに加えまして、文部科学省は今年度の事業の検証を行った結果、姉妹校訪問など、学校の教育活動の一環として行う2週間程度の海外訪問に参加する生徒に対しましても、選考の上、1人10万円を上限として支援を行うこととなりました。

本県としましては、先ほど申し上げましたように、おおむね1年以上留学する生徒を対象とした留学支援金を10名、さらに2週間程度の海外訪問に参加する生徒に対する支援金180名分を文部科学省の方に申請する予定で今動いているところでございます。

高橋（稔）委員

私が先ほど御紹介しました3月から募集を始めた海外留学支援制度、文部科学省と日本学生支援機構で始めたものとの兼ね合いは、全くないんですね。どう考え合わせればいいんですか。

高校教育指導課長

それは別のものと考えております。

高橋（稔）委員

新たな海外留学支援制度、奨学金として月額 12 万円から 20 万円、渡航費 10 万円から 20 万円、学費等で上限 30 万円、かなりの額を文部科学省と日本学生支援機構で始めるということですので、とにかくこれまでの海外留学の人数を倍増させていくという、こういう壮大な計画に基づいて、制度が確立されたというふうに承知しております。こうしてしっかり本県におきましても、この留学生促進事業費が実を結んで、しっかりグローバル人材が育っていくようお願いしたいと思います。

ただ、グローバル人材を育てていく環境も大事だというふうに思います。学びの環境は教師であるというふうに思うところでもありますので、先ほど質疑にも出ていました。外国人による語学指導の充実も大事かなというふうに考えます。

そこで、外国人による語学指導推進事業費が拡充されるというふうに伺っておりますが、本年度と比べてどのような内容が変更になるのか、確認させてください。

高校教育指導課長

本年度との違いですが、1人当たりの総配置時間数については、本年度は1,632時間でしたが、外国語指導助手と触れ、更に生きた英語を習得する機会を拡充するために、今年度増やしまして、実際は80時間の増加ということで、平成26年度については1,712時間を今予定しております。

このことによりまして、約20校におきまして、外国語指導助手が来る日が2日から3日となりまして、これらの学校ではこれまで主に外国語指導助手を活用した1年生の授業に加えまして、二、三年生の選択科目などでも活用ができるようになってくると思います。

高橋（稔）委員

加えて、先ほど我が党の提案でシルバー人材の活用という、地域に戻ってこられた社会で活躍された、そういった英語力のある方、こういった方の人材活用も併せて相乗効果が生まれるように、是非連携していただきたいことを要望しておきたいと思います。

特に先ほど他の委員からも出ていました、生徒の英語によるコミュニケーション向上のための外国語指導助手の配置に加えて、更なる教育委員会としての取組が求められますが、それについて確認をさせていただきます。

高校教育指導課長

これからの国際社会では、生徒が自ら考えや意見を発表するということが大変重要になってくることが言えます。それらの能力を育成するためには、県立高校で英語によるスピーチコンテストであるとか、日常の授業の中で自分の考えを英語で表現させるスピーキングテスト、こういうものに取り組んでおります。

特にスピーキングテストについては、現在約7割の高校で行われておりますが、

生徒の情報発信能力の育成に大変有効であるということから、平成 27 年度までには全ての県立高校の方で実施を目指していきたいと考えております。

具体的には、現在各学校に CAN-DO リストという 3 年間を見据えた英語力の到達目標を設定させておりました、その中にスピーキングテストの計画の方も取り入れるように指導しているところでございます。

また、全校の英語教員を対象としました研修会は例年行っているわけですが、その中で英語教育を重点的に推進する高校の担当者が実際のスピーキングテストの様子を撮影した画像などを用いて、実際まだ行っていないような学校に対して、実施方法、評価の意点などについて説明して、これから行う全校に向けて効果的な実施に向けて、理解を深める取組を行っております。

高橋（稔）委員

最後にしますが、この外国語指導助手の配置、その充実と、さらに教員の方の英語力ということが大いに期待されるわけですが、特に留学経験がある教員の方、ともすると、そういったすばらしい経歴をお持ちの方が埋もれてはしないかと、余計な心配をしてしまうのですが、しっかり多文化に触れてきた、そういう経験を生徒に教えていただきたいですし、また自らの留学経験を大いに生かしていただきたいと期待しますが、こういった教員は今後どういうふうに生み出していき、またどう活用していこうと考えるのか、御見解を伺っておきたいと思っております。

高校教育指導課長

これまでも、生徒の目を海外に向けさせるためにも、留学や海外で研修を受講した経験のある教員は、授業などで自分の海外へ行ったときの経験、留学を意識した経験などを話しているというふうを考えております。特に留学中、海外での生活経験や留学を通して学んだことなどは、生徒に伝えることによって、随分意識が高まるのではないかと考えております。

また、留学経験のある教員が講師となって、他の留学経験のない英語教員を対象とした教育課程説明会などにおいても、講師となって、異文化に対する理解、日本人としてのアイデンティティなどについての研修を行うことによって、実際に経験していない教員も、他の生徒たちにも国際的視野を広げるような意識が持てるようにということで、取り組んでいるところでございます。

高橋（稔）委員

是非よろしく申し上げます。自ら経験してきたことをあらゆる表現力を駆使して、生徒たちに教えていただくことを強く要望して、本日の私の質問は終わります。